

令和2年5月22日

保護者の皆さまへ

世田谷区教育委員会
教育長 渡部 理枝

区立小中学校における段階的な教育活動の再開について

国による緊急事態宣言及び東京都による休業要請に基づき、区立小中学校を5月31日（日）まで休業とさせていただきます。保護者の皆さまには、学校休業中、多大なご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、令和2年5月21日（木）の段階では国による緊急事態宣言の解除は見送られ、解除の時期は確定していません。一方、区立小中学校の休業期間を5月31日（日）までとさせていただきますことから、緊急事態宣言が解除された場合・延長された場合の対応について、それぞれ下記のとおりご案内させていただきます。

記

1 緊急事態宣言等が5月31日までで解除された場合の分散登校の実施について

6月1日（月）から次のように、段階的に分散登校を実施します。

分散登校の際は、クラスの約2分の1が教室を利用する形とし、机の間は1m以上を確保するとともに、登校時間帯は午前・午後に分け、午前の児童・生徒と午後の児童・生徒の時間が重ならないように設定します。

なお、登校日は授業日として扱いますが、登校できない児童・生徒について欠席とはなりません。

分散登校 第1段階 (第1週)	小1～6：半日（3時間）×週1回 中1～3：半日（3時間）×週2回
分散登校 第2段階 (第2週)	小1～6：半日（3時間）×週2回 中1・2：半日（3時間）×週3回 中3：半日（3時間）×週4回
分散登校 第3段階 (第3週)	小1・2：半日（3時間）×週3回 小3～6：半日（3時間）×週5回 中1～3：半日（3時間）×週5回
通常のエ育活動 (第4週以降)	席の配置の工夫や透明パーティションの設置など追加の措置を講じたうえで、通常的时间割による教育活動を実施します。 給食の提供を開始します(配膳の過程での感染防止のため、品数の少ない献立から始めます。)

※具体的な日にちや時間等については、各学校からの通知をご覧ください。

2 登校時の検温等について

当面の間、毎朝、ご家庭で「検温」と「風邪症状」の確認をお願いします。

発熱など風邪の症状が見られる場合は、学校は休ませ、自宅で休養させてください。

なお、検温等の結果は「健康観察表」に記載のうえ、登校時に持参させてください。

3 緊急事態宣言等が延長された場合の対応について

延長された期間に合わせて区立小中学校の臨時休業期間を延長します。

臨時休業期間中においても、学校による児童・生徒の定期的な状況把握の徹底や、家庭での学習支援を継続しつつ、一定の安全が確保できると判断した場合は、分散登校を段階的に実施しますが、授業日としては扱いません。

4 入学式について

式典はクラス別などにより複数回に分けるなどして、必要最小限の時間で実施します。保護者の方は2名までの参加を可とし、来賓等の参加はなしとします。

小学校	第1段階の終了した最初の土曜日に実施する。(6月6日を予定)
中学校	第1段階の終了した最初の日曜日に実施する。(6月7日を予定)
緊急事態宣言等が延長された場合、分散登校の有無に関わらず、入学式も延期し、解除後の、分散登校第一段階の終了した土曜、日曜日に実施します。	

※開始時間等について、各学校からの通知をご覧ください。

5 休業期間の長期化に伴う対応について

(1) 夏期休業期間における授業の実施

夏期休業期間(7月21日～8月31日)のうち、7月21日から7月31日まで(祝日2日間を含む)の9日間について、授業を実施します。

(2) 土曜授業の追加

9月以降について、月1回の土曜授業を月2回に変更します。

6 各種行事等の中止

学校休業期間の長期化及び段階的な再開の方針を踏まえ、次の行事等を中止します。

修学旅行 (中3)	長時間にわたるバス・電車での移動や大人数で寝食を伴う行事であり、感染リスクを下げる対策を講じることが難しいこと、滞在先で発熱等の症状を生じた場合の安全確保が困難であることなどから修学旅行を中止の方向で調整を進めます。
水泳授業 (小・中)	水泳授業の実施前に行う必要がある内科、耳鼻科、眼科などの健康診断が実施できていないことなどから、令和2年度は水泳の授業は行わないことを基本とし、令和3年度の体育の授業において水泳の時間を増やすこととします(夏休み期間中のプールについても中止)。
教育センターへの移動 教室(小4)	移動にバスを使う学校が多いことから教育センターへの移動教室(プラネタリウム+タッチ・ザ・ワールド)については、全校で中止とします。
海外派遣事業 (小5・中2)	派遣先国での滞在中に新型コロナウイルス感染症に罹患した場合における安全性を十分に確保することが困難であることから、令和2年度における児童・生徒の海外派遣事業を全て中止とします。

【お問い合わせ先】

世田谷区教育委員会事務局
教育指導課 5432-2703